

宿泊事業者などの方向け

山形市宿泊税の制度及び事務について

令和8年7月27日・28日
山形市財政部市民税課



目次

今回の説明会の趣旨は、令和9年4月の山形市の宿泊税の課税開始に向け、宿泊事業者などの方に、あらかじめ、知っておいていただきたい事項などをお伝えしたいため、開催するものです。

詳細な申告納入手続などの説明会は、今秋(10月・11月)頃の開催を想定しています。

宿泊税制度の概要①・②	1・2
宿泊税徴収事務の流れ①～④	3～6
税率・宿泊料金	7
宿泊税の算出	8
宿泊税の計算例①・②	9・10
課税免除①～③	11～13
電子申告・納税	14
適正な申告納入のために①・②	15・16
領収書等への表示	17
宿泊事業者への支援策	18
宿泊税に係るQ&A(作成中)	19
課税開始までの想定スケジュール	20
問い合わせ先	21

宿泊税制度の概要①

項目	主な内容
課税客体	次に掲げる宿泊行為・住宅への宿泊行為 1 旅館業法に規定する旅館業(下宿営業を除く。)を営む宿泊施設 2 住宅宿泊事業法に規定する住宅(民泊)
納税義務者	上記宿泊施設等における宿泊者
徴収方法	特別徴収(宿泊事業者等が宿泊者から宿泊税を徴収し、山形市に申告と納入)
課税標準	1人・1部屋・1棟当たりごとの宿泊料金
税率	宿泊料金の3%
課税免除	1 教育活動の一環として実施される修学旅行その他の行事に参加する児童・生徒・引率者 2 部活動の地域展開による認定地域クラブ活動に参加する生徒・引率者 3 外国大使等の任務遂行に伴い宿泊する者
減免	天災その他特別の事情がある場合において必要と認める者
課税開始	令和9年4月1日

2は、検討中

宿泊税制度の概要②

特別徴収義務者

特別徴収義務者は、宿泊施設の経営者です。ただし、「**宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者**」が特別徴収義務者（宿泊施設の経営者と実質的な経営者が異なる場合、委託契約等により宿泊施設経営の決定権が宿泊施設経営者以外の方にある場合など）になることがあります。

納税管理人の申告

特別徴収義務者は、山形市内に住所や事務所を有していない場合は、納税に関する一切の事務を処理させるため、原則として、山形市内に住所等を有する者を代理人と定めて「**納税管理人申告・承認申請書**」を提出する必要があります。この代理人を「**納税管理人**」といいます。

※ ただし、宿泊税の徴収の確保に支障がないと認められる場合は、納税管理人を定める必要がない場合があります。

特別徴収義務者に対する納入義務の免除など

宿泊者から**宿泊税を徴収することができなくなったことに正当な理由**（天災その他特別な事情がある場合を想定）がある場合など、特別徴収義務者の申請に基づき、認められた場合は、**納入義務を免除又は還付**することができます。

宿泊税徴収事務の流れ①

① はじめに
特別徴収義務者の登録(特別徴収義務者申告書の提出)



② 宿泊行為があったら
課税開始日以降、宿泊者から宿泊税を徴収します。
※帳簿などの書類を保存します。



③ 徴収した前月分の宿泊税は、翌月末日までに
・「納入申告書」を山形市に提出
・「納入書」により金融機関等で納入

※ 各種帳票の様式は山形市のホームページで公開する予定です。

宿泊税徴収事務の流れ②

検討中

※ 詳細について、変更する可能性がありますので、ご了承ください。

項目	いつまで？	どうやって？
STEP1 特別徴収義務者の登録(申告)	宿泊施設ごとに、課税開始日(令和9年4月1日)の前日(3月31日)までに登録(申告)を行ってください。 ※ 課税開始後、新たに旅館業等の営業を開始しようとする場合は、開始する日の前日まで	(1) 「特別徴収義務者申告書」を作成(添付書類) ・ 法人の場合 登記事項証明書(現在事項証明書)(写) ・ 旅館業営業許可証(写)又は住宅宿泊事業に係る届出番号が確認できる書面(写) ・ 申告者が個人の場合は、マイナンバーカード(写)など本人であることが確認できる書類 ・ 宿泊に係る契約書面(宿泊約款等) ・ 経営を委託している場合には「経営委託契約書」など (2) 山形市市民税課に提出(郵送、持参又は電子申告)
	※ 登録(申告)の受付開始は、第2回目の宿泊事業者説明会后(10月・11月を想定)を予定しています。 ※ 「申告書」を提出し、特別徴収義務者としての登録をいただいた宿泊事業者の方に、一定の事項を印字した「納入申告書」、「納入書」などを山形市から送付する予定です。	

宿泊税徴収事務の流れ③

項目	いつまで？	どうやって？
STEP2 前月宿泊分宿泊税の申告	各月の初日から末日までの間の宿泊実績と税額を計算し、前月の宿泊に係る宿泊税について、翌月の末日までに申告します。 (例：令和10年1月分の申告期限は令和10年2月末日)	(1) 「 納入申告書 」及び「 月計表 」を作成（詳細は別紙「 宿泊税納入申告書の記入要領(案) 」のとおり） 宿泊のあった月における徴収すべき宿泊税に係る宿泊料金の総額、税額その他必要な事項を記載した「 納入申告書 」に、日ごとの宿泊料金及び税額の内訳を記載した「 月計表 」を添付してください。 「 月計表 」は記載事項が同様のものであれば、任意の様式での提出も可能です。 (2) 山形市市民税課に提出 (郵送、持参又は電子申告)
※ 徴収すべき 宿泊税額が0円の場合も申告書の提出が必要です。		
STEP3 宿泊税の納入	各月の初日から末日までの間の宿泊に係る宿泊税について、翌月の末日までに納入します。 (例：令和10年1月分の納期限は令和10年2月末日)	「 納入書 」を作成 当該月分(前月分)の宿泊税額を指定金融機関等の窓口又は電子納税します。

レジシステム改修補助金に関連します。(P18)

宿泊税徴収事務の流れ④

申告納入期限の特例

検討中

特別徴収義務者の申告納入手続の負担を軽減するため、年間納入額が120万円以下、市税の滞納がない場合などの要件を満たす場合は、「**納入期限等特例承認申請書**」を提出し、承認を受けることにより、申告納入期限の特例を受けることができます。

この特例の承認を受けると、次の表のとおり、**3か月分をまとめた年4回の申告納入期限**となります。

宿泊のあった月	申告納入期限	宿泊のあった月	申告納入期限
3月・4月・5月	6月末日	9月・10月・11月	12月末日
6月・7月・8月	9月末日	12月・1月・2月	3月末日

申告納入期限の特例の経過措置(令和10年3月31日まで)

条例施行前(令和9年4月1日)から営業する宿泊施設については、納入期限等特例承認申請書の提出前3か月の納入すべき宿泊税が合計30万円以下などの要件を満たし、令和9年4月から6月まで宿泊分の申告納入の実績に基づき、最短で令和9年7月宿泊分から特例申請が可能です。

税率・宿泊料金

宿泊税の税率

宿泊料金の3%が課税されます。

※宿泊料金がかからない宿泊の場合は、宿泊税は課税されません。

宿泊料金

宿泊税における**宿泊料金**とは、**宿泊に伴う料金のほか、その名称にかかわらず、宿泊者が宿泊の対価又は負担として宿泊施設に支払うべき金額**をいいます。

宿泊料金に含まれるもの	宿泊料金に含まれないもの
・清掃代 ・寝具使用料 ・寝具等のクリーニング代 ・入浴代 ・寝衣代 ・サービス料、奉仕料	・食事代 ・遊興費 ・会議室の使用、休憩及びこれに類する利用行為に係る金額 ・消費税、地方消費税、入湯税等の税 ・自動車代、煙草代、電話代、土産代、クリーニング代等の立替金等 ・宿泊者が任意で支払った心付け、チップ、祝儀等の金額 ・オプションとして支払った追加清掃代 等

宿泊税の算出

宿泊料金(料金総額 - 宿泊料金に含まれないもの) × 3%



1,000円未満切捨て

レジシステム改修補助金に関連します。(P18)

(例) 宿泊料金(1人で1泊2日)9,800円の場合

9,000円 × 3% = 税額270円

↳ 1,000円未満切捨て

宿泊料金(課税標準)の考え方

- (1) 宿泊料金が1人当たりごとに設定されている場合 ⇒ 1人当たりの宿泊料金の額
- (2) 宿泊料金が1部屋当たりごとに設定されている場合 ⇒ 1部屋当たりの宿泊料金の額
- (3) 宿泊料金が1棟当たりごとに設定されている場合 ⇒ 1棟当たりの宿泊料金の額

宿泊税の計算例①

宿泊料金(課税標準)の設定が

(1) 宿泊料金が1人当たりごとに設定されている場合

例) ホテル、旅館など

ア 1室に1人で宿泊した場合 1人1泊 12,300円

$\frac{12,000\text{円}}{12,300\text{円}} \times 3\% = 360\text{円}$

↳ 1,000円未満切捨て

イ 1室に2人で宿泊した場合 1人1泊 12,300円

$\frac{12,000\text{円}}{12,300\text{円}} \times 3\% = 360\text{円} (\times 2\text{人分})$

↳ 1,000円未満切捨て

例) 合宿所など

1室に3泊4日10人で宿泊した場合 1人1泊 565円

1人1泊1,000円未満は課税されません。

宿泊税の計算例②

(2) 宿泊料金が1部屋当たりごとに設定されている場合

例) 民泊など1室に1人又は2人以上で宿泊した場合 1室1泊 18,500円

$$\frac{18,000\text{円}}{\text{ }} \times 3\% = 540\text{円}$$

↳ 1,000円未満切捨て

(3) 宿泊料金が1棟当たりごとに設定されている場合

例) コテージなど1棟に1人又は2人以上で宿泊した場合 1棟1泊 52,800円

$$\frac{52,000\text{円}}{\text{ }} \times 3\% = 1,560\text{円}$$

↳ 1,000円未満切捨て

課税免除①

① 修学旅行等の教育活動等に伴う宿泊

① 対象者

学校教育法第1条に規定する次の学校の児童又は生徒及び引率者※

対象となる学校	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校
---------	-----------------------------------

※ 引率者とは、生徒等の引率を行う学校の関係者や、心身の障害等により介助が必要である生徒等を介助する看護師、保護者等をいいます。旅行業者の添乗員、カメラマン等は引率者に該当しません。

② 対象となる行事

教育活動の一環として実施する修学旅行その他の行事（部活動の合宿を含みます。）

【宿泊施設の確認（対応）】

当該行事としての宿泊であることを証明するために学校長が発行した「**証明書**」の提出を受けてください。

証明書については、特別徴収義務者において宿泊税の帳簿（P15）とともに保存する必要があります。

※ 証明書の様式を山形市の**ホームページ**で公開する予定です。

課税免除②

② 認定地域クラブ活動に伴う宿泊

検討中

① 対象者

認定地域クラブ活動※1に参加する中学校(義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程及び特別支援学校中学部を含む。)の生徒及び引率者※2

※1 文部科学省「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」に定める認定要件及び認定手続きに基づき、中学校等の学校部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動として、地方公共団体の長又は教育委員会から認定を受けた(又は認定を受けたものとみなされた)地域クラブ活動が対象です。

※2 引率者とは、生徒の引率を行う指導者や、心身の障害等により介助が必要である生徒等を介助する看護師や保護者等をいいます。旅行業者の添乗員、カメラマン等は引率者に該当しません。

② 対象となる行事

中学校等の部活動の地域展開に伴う認定地域クラブ活動(合宿を含みます。)

【宿泊施設の確認(対応)】

認定地域クラブ活動を運営する団体の長が発行した「**証明書**」の提出を受けてください。証明書については、特別徴収義務者において宿泊税の帳簿(P15)とともに保存する必要があります。

※ 証明書の様式を山形市の**ホームページで公開**する予定です。

課税免除③

③ 外国大使等の任務遂行に伴う宿泊

外国大使等の任務遂行に伴う宿泊については、外交関係に関するウィーン条約に基づく相互主義の観点から宿泊税の課税を免除します。

① 課税が免除される施設

消費税が免除される施設として**国税庁長官の指定**を受けた宿泊施設

② 課税が免除される外国大使等

消費税を免除される者として外務省大臣官房儀典官から、その証明書となる免税カードの交付を受けた者
※詳細は国税庁及び外務省のホームページ等をご確認ください。

【宿泊施設の確認(対応)】

外国大使等から、宿泊に際し消費税の免除のための「免税カード」の提示を受けてください。

電子申告・納税

eLTAX（エルタックス）による電子申告・電子納税

宿泊者に関する下記の手続は、「地方税ポータルサイト(eLTAX)」を利用して行うこともできるよう、検討しています。eLTAXを利用すると、ご自宅のパソコン等から電子申告・電子納税を行うことが可能です。

特別徴収義務者登録(申告)書、納入申告書、納入期限等特例承認申請書、各種届出書等の提出

宿泊税のほか法人市民税や、**入湯税など他の税目も利用可能**です。

※「地方税ポータルシステム(eLTAX)」を利用して手続きをするためには、利用者ID及び電子証明書が必要です。他の税目で既に利用者ID及び電子証明書を利用している場合は、同一の利用者ID及び電子証明書を利用することができます。

※地方税ポータルシステム(eLTAX)の利用については、地方税共同機構が運営するeLTAXのホームページをご確認ください。操作上のご不明点は、eLTAXヘルプデスクへお問い合わせください。

<https://www.eltax.lta.go.jp/special/pcdesknext/>

eLTAXヘルプデスク 【TEL】0570-081459



適正な申告納入のために①

帳簿等の記載・保存

日々の宿泊税を適正に把握していただくために、**帳簿の備え付け**と、その帳簿に記載された取引等に関して作成又は受領した**書類を保存**する必要があります。

帳簿等の種類	記載内容	保存期間
帳簿	宿泊年月日、宿泊者数、宿泊者が宿泊に関し支払うべき金額、宿泊料金の額、宿泊税額等の記載があるもの ※ 現在作成されている 帳簿等で上記の事項が網羅されていれば、新たに作成する必要はありません。	申告納入をした日の属する月の末日の翌日から起算して3月を経過した日から5年間
書類	宿泊の際に作成される売上伝票その他の書類で、上記の事項が記載されているもの	宿泊が行われた日の属する月の末日の翌日から起算して3月を経過した日から2年間

上記の帳簿等を電子計算機により作成する場合は、備付け及び保存を**電磁的記録(データ)**に代えることができます。

適正な申告納入のために②

罰則、滞納処分等

税の公平性等を確保するため、宿泊税に関する罰則や滞納処分については、山形市宿泊税条例や地方税法等に基づき取り扱います。

罰則	法令等	条項	内容	拘禁刑	罰金	滞納処分等	法令等	条項	内容	率(※地方税法本則の規定)
	山形市 宿泊税 条例	第11条	納税管理人に係る不申告に関する過料	(過料)10万円以下			地方税法	第773条の17	不足金額及びその延滞金の徴収	7.3%又は14.6%
		第25条	帳簿の記載義務違反等に関する罪	1年以下	50万円以下			第773条の18	過少申告加算金及び不申告加算金	5～30%
	地方税法	第21条	不納せん動に関する罪	3年以下	20万円以下			第733条の19	重加算金	35%又は40%
		第22条の2	虚偽の更正の請求に関する罪	1年以下	50万円以下			第733条の20	納期限後に納付し、又は申告納入する法定外目的税の延滞金	7.3%又は14.6%
		第733条の5	検査拒否等に関する罪	1年以下	50万円以下					
		第733条の7	納税管理人に係る虚偽の申告等に関する罪	—	30万円以下					
		第733条の21	脱税等に関する罪	5年以下	100万円以下					
		第733条の25	滞納処分に関する罪	3年以下	250万円以下					
		第733条の26	滞納処分に関する検査拒否等の罪	1年以下	50万円以下					
第733条の26の2	滞納処分に関する虚偽陳述の罪	6月以下	50万円以下							

領収書等への表示

レジシステム改修補助金に関連します。(P18)

領収書等に**宿泊税の名称とその額**を表示するようお願いします。

税の名称表示は、日本語表記は「**宿泊税**」、英語表記は「**Accommodation Tax**」です。

なお、**宿泊税の名称とその額が明確に表示されていない場合は、宿泊税額分も消費税の課税対象となる場合がありますので、ご注意ください。消費税の詳しい取扱いは税務署までお問い合わせください。**

領収書		
〇〇 〇〇様		〇〇〇号室 人数 1名
日付	項目	金額
〇月〇日	客室料金	10, 000円
	消費税等	1, 000円
	宿泊税	300円
	合計	11, 300円
〇年〇月〇日 山形市〇〇町〇丁目〇番〇号 〇〇ホテル		
印紙	受領印	

【合計額の内訳に宿泊税額を計上する場合】

領収書		
〇〇 〇〇様		〇〇〇号室 人数 1名
日付	項目	金額
〇月〇日	客室料金	10, 000円
	消費税等	1, 000円
	合計	11, 000円
上記のほか宿泊税額300円を受領しました。		
〇年〇月〇日 山形市〇〇町〇丁目〇番〇号 〇〇ホテル		
印紙	受領印	

【宿泊税額を別に計上する場合】

領収書		
〇〇 〇〇様		〇〇〇号室 人数 1名
日付	項目	金額
〇月〇日	客室料金	11, 300円
	合計	11, 300円
上記金額には宿泊税額300円が含まれています。		
〇年〇月〇日 山形市〇〇町〇丁目〇番〇号 〇〇ホテル		
印紙	受領印	

【客室料金に宿泊税額を含める料金設定の場合】

宿泊事業者への支援策

【支援策1】 レジシステム改修等支援事業費補助金

(1) 概要

宿泊税導入に伴う事務負担の軽減及び宿泊税の円滑な徴収を図ることを目的とし、既存のレジシステムの改修又は新たなレジシステムの構築等に必要な経費を補助します。

(2) 補助金の額

補助対象経費に対し、1宿泊施設ごとに次の条件で交付します。

ア 補助率 **10分の10**

イ 補助上限額 **150万円**(超える場合は事前協議が必要になります。)

【支援策2】 (仮称)特別徴収義務者交付金

宿泊税導入に伴い、新たな事務負担・事務経費が生じるため、特別徴収義務者に対し、宿泊税納入額の一定割合を交付する制度の創設を検討しています。

上記以外の支援策についても検討してまいります。

宿泊税に係るQ & A(作成中)

例1) 宿泊税の施行はいつですか(いつから導入されますか)。

令和9年4月1日から施行する予定です。

※令和8年6月30日に山形市宿泊税新設の総務大臣同意を得ており、山形市宿泊税条例の施行期日を定める規則(令和8年7月3日公布)で施行を規定しています。

例2) 宿泊税条例の施行日より前に事前予約を行っていた場合も課税になりますか。

宿泊税条例の施行日前に予約を行っていた場合でも、宿泊日が令和9年4月1日以後であれば、宿泊税が課税されます。

例3) 課税対象となる「宿泊」の判断基準について教えてください。

宿泊とは、一般的には寝具を利用して夕方から翌朝まで就寝を行い、宿泊施設を利用する行為をいいますが、宿泊税においては、原則として以下の基準に基づいて課税対象となるか判断します。

- ① その利用行為が契約上宿泊としての取扱いであるもの
- ② ①以外の場合で、その利用行為が日をまたぐ6時間以上の利用であるもの

課税開始までの想定スケジュール

(令和8年7月現在)

令和7年度		令和8年度											令和9年度	
3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
宿泊税条例議決（公布）	総務大臣あて協議書提出（28日）	-----	総務大臣同意（30日）	宿泊事業者向け説明会（27日・28日） （制度概要、事業者支援策など）	※説明会欠席事業者に対し、資料送付 ※必要に応じ、個別説明			宿泊事業者向け説明会 （詳細な申告納入実務）	※8月に同じ			納入申告書・納入書などを宿泊事業者（特別徴収義務者）に配布	宿泊税課税開始（4月1日）	4月宿泊分申告納入
（説明会后）特別徴収義務者申告（登録）受付														
・周知用のチラシ・ポスター等を宿泊施設等を中心に配布 ・旅行者等に情報提供 ・市ホームページ掲載（事業者説明会資料を含む。）														
制度周知														
使途の予算化に向けた調整（令和9年1月まで）														

問い合わせ先

- 登録(申告)、申告納入手続などの事務全般に関すること

山形市役所 電話023-641-1212

財政部市民税課諸税係(内線303)

E-Mail: shiminzei@city.yamagata-yamagata.lg.jp

- 制度設計、徴収した税の用途、レジシステム改修補助金、広報・周知に関すること

商工観光部観光戦略課観光インフラ整備係(内線421)

E-Mail: kankou@city.yamagata-yamagata.lg.jp